

## 大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運營業務委託仕様書

### 1 業務名

大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運營業務（以下「本業務」という。）

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託料上限額

1,430,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 4 業務の目的

本業務は、男性の家事及び育児や夫婦間の家事シェアをテーマとした家族が楽しめる集客イベントを通じて、家庭における男女共同参画の推進を図り、もって男性の継続的かつ主体的な家事育児への参画及び夫婦間における家事分担の促進に資することを目的とする。

### 5 業務の内容

#### (1) 集客イベント企画・運營業務等

- ① 男性の家事育児参画及び夫婦間の納得度の向上につながるよう、特に男性の家事育児や家事シェアをテーマとした家族や親子が楽しむことができる集客イベントを企画すること。
- ② 会場において、ステージイベント及びブースの設置・運営を行うこと。なお、それぞれの詳細については、以下のとおりとする。

#### 【ステージイベント】

・ステージコンテンツは、広く認知されている著名人（タレント、芸人、アスリート、文化人等）を受託者が手配し、より多くの集客が見込め、観覧意欲が高まる内容を提案すること。また、提案内容には、著名人による啓発グッズ配布の案内を含むこと。なお、著名人は以下の要件を満たす者が望ましい。

- ア 家事・育児の経験があること
- イ 子育て世帯の興味関心を惹く者であること
- ウ 一定の集客効果が期待できる知名度を有する者であること

・契約締結後に、企画提案書で提案した著名人が出演できないことは原則として認めない。

ただし、企画提案後に本市から出演する著名人を別途指定する場合等においては本市と協議の上で変更できるものとする。

・ステージイベントの提案に当たっては、次のすべての視点が含まれるよう企画すること。

- ア 内容に「男性の家事育児参画」もしくは「家事シェア」の要素が含まれているもの
- イ 来場者の注目を集めるもの

- ウ 親子、夫婦（パートナー関係を含む。）が楽しみながら学べるもの
- ・イベント全体の進行を担う司会者を置くこと。なお、司会者はステージイベント等の司会進行経験及び著名人が出演するイベント、番組等において司会進行経験のある者とする。
- ・出演者及び司会者の出演料や交通費等については委託料に含むものとする。

#### 【ブースの設置・運営】

- ・体験活動や展示物の観覧等を通じ、親子や夫婦等が楽しみながら、家事育児や夫婦間の家事シェア等について学ぶことができる催しを企画・実施すること。
  - ・計3ブース設置することとし、以下の要素を満たすブースを企画すること。なお、残り1ブースは、業務の目的に沿ったブースを提案すること。
    - ア 大津市版家事シェアシートを体験でき、家事育児シェア等に関する学びのブースを1つ設置すること（大津市版家事育児シェアシートは市から提供する。見本データ、記入例については別紙1、2を参考とすること。）。
    - イ 参加者が制作物等を作成し、体験後に持ち帰ることのできる体験型ブースを1つ設置すること。
      - ・上記アのブース（大津市版家事シェアシートを用いた家事育児シェア等に関する学びのブース）において、来場者特典として活用することができる啓発グッズを市と協議の上で作成すること。なお、作成に関する費用は委託料に含むものとする。  
（啓発グッズ例：家族で使えるマグネット付クリップ、ボールペン、家事をラクにするアイデアが書かれたメモ帳など、実用的なアイテム）
      - ・ステージイベントや啓発グッズ等を活用して、来場者が上記アのブース（大津市版家事シェアシートを用いた家事育児シェア等に関する学びのブース）へ訪問することを促す仕組みを提案すること。
      - ・各ブースには1人以上のスタッフを配置し、ブースでの体験活動等の実施の管理運営を行うこと。
- ③ 来場者数のカウント及び来場者へのアンケートを実施すること。回収したアンケートは集計・取りまとめを行うこと。アンケートの手法に電子媒体（例：LINE、WEB アンケート等）を活用し、回答者に特典を付与する等、回答率を向上させる工夫を行うこと。なお、アンケート内容等は市と事前に協議のうえ決定するものとする。
- ④ 令和8年11月1日（日）にフォレオ大津一里山（滋賀県大津市一里山7丁目1番1号）のセンターコート（100㎡（33.3坪）、電源有）他において開催することで調整すること。ステージイベントはセンターコートで実施、ブースの設置はセンターコート両脇スペース及び1階センターコート上スペースとする。なお、1階センターコート上スペースは、長テーブル（◎に記載の No.1 の備品を指す）を2台横並びに配置できる程度の広さとする。
- なお、イベントの実施前にフォレオ大津一里山と事前に協議を行うこと。
- ⑤ イベント全体の開催時間は、13時から15時までを中心として、連続する計4時間以内で実施すること。（例：13時～16時）
- ⑥ 本イベント実施にかかる傷害保険に加入すること。

- ⑦ 会場使用料（電気使用料を含む。）については、市が負担するものとする。
- ⑧ イベントの企画運営に当たって必要となる以下の機材等について手配すること。
  - ・企画及び運営（進行台本作成・進行管理）一式
  - ・企画運営にかかる人員
  - ・舞台（バックパネル、ステージ、ステージ看板等）一式
  - ・舞台上観客席（椅子）一式
  - ・屋内での案内板等備品（イベント会場案内等）
  - ・音響機材 一式
  - ・その他、必要に応じてイベントの実施に当たって必要となる備品及び機材等について手配すること。
- ⑨ 会場において費用の負担なく利用することができる備品は以下のとおり。なお、会場都合等により、利用可能な備品の種類及び数量については変更となる場合がある。

No.	備品	数量	備考
1	長テーブル	15張	W1800mm D450mm
2	椅子（スタッキングチェア）	10台	
3	カラーコーン/バー	15台	
4	ベルトパーテーション（赤幕）	10脚	
5	L字POPスタンド	20脚	
6	ドラムコード	1台	
7	ホワイトボード	2台	
8	バックパネル（FOLEO ロゴ入り）	1台	W3010mm H2265mm
9	ステージ	4台	W2400mm H1200mm（1台）

- ⑩ イベント内容に応じて、適宜ステージ上・ブース周辺を装飾すること。
- ⑪ フォレオ大津一里山の備品等（⑨に記載のとおり）を使用する場合は、フォレオ大津一里山と事前に協議すること。また、会場の設営及び撤去の日程はフォレオ大津一里山と調整すること。
- ⑫ イベント終了後は必ず原状復帰を行うこと。
- ⑬ 会場における飲食物の提供、その他物販は行わないものとする。
- ⑭ イベント全体の運営（全体統括、各コンテンツとの調整、来場者対応等）を円滑に実施すること。
- ⑮ 来場者の安全に十分配慮し、運営・管理に必要となるスタッフを適切に配置すること。
- ⑯ 令和8年8月7日（金）までにステージ及びブースにおけるイベントコンテンツの内容を決定し、市に報告すること。
- ⑰ より多くの参加者を集客するイベントとなるよう、集客等に関する独自の提案及び実施をすること。

## 6 実施結果報告

事業完了後、速やかに業務完了報告書（任意様式）を作成し、実施状況をカメラやビデオで記録撮影

したものと併せて市に提出すること。

## 7 支払条件

全ての業務完了後一括払いとする。

## 8 業務実施に係る条件及び留意事項

- (1) 実施に必要な業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 実施体制を明確にし、業務工程表を策定すること。
- (3) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を明らかにした上で、あらかじめ本市の承諾を得ること。なお、業務を再委託できる範囲については次表により確認すること。

業務の範囲	業務の内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	否
上記以外の業務	上記以外の業務	可 (本市の承諾が必要)

- (4) 天災地変や感染症の拡大等の不可抗力により、上記5に指定する業務を実施できない場合には、当初予定していた業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案を行い、市と協議の上で可能な限り実施することとする。なお、代替事業を含め委託期間中に事業を実施できなかった場合は、市と協議の上、当該事業にかかる費用を契約金額から減額することとする。
- (5) 成果物の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の履行に当たり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (7) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあつては、紛失や漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (8) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合、速やかに報告すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。次項において同じ。)に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。